

ボイラー保守管理業務に係る委託契約において、予定価格の積算に当たり、適用できない積算基準等の歩掛かりを適用するなどしていたため、契約額が割高

1件 不当金額(支出) 630万円

1 契約等の概要

海上自衛隊那覇航空基地隊(以下「基地隊」)は、令和元、2両年度に、ボイラー保守管理業務を、一般競争契約により日本美装株式会社それぞれ契約額904万円、924万円、計1828万円で委託して実施している(元年度の保守管理業務を「元年度委託業務」、2年度の保守管理業務を「2年度委託業務」、これらを「本件委託業務」)。

そして、本件委託業務の要求元である基地隊那覇管理隊(以下「管理隊」)が作成した海上自衛隊仕様書(以下「海自仕様書」)において、作業人員は、作業管理者(作業実施者を指揮等し、履行場所に常駐する必要はない者)1名、作業実施者(作業管理者の指揮により直接役務を実施する者)1名を標準とし、そのうち1名は常駐するものとするなどが定められている。

また、海自仕様書では、「建築保全業務共通仕様書」(以下「共通仕様書」)、管理隊が作成したボイラー保守管理業務マニュアル等を海自仕様書の一部をなす引用文書としており、マニュアルにおいて本件委託業務の作業項目及び作業内容(以下「作業項目等」)が定められている。

基地隊那覇経理隊(以下「経理隊」)は、本件委託業務の予定価格の積算に当たり、「建築保全業務積算基準」、「建築保全業務積算要領」等(これらを「積算基準等」)に基づき算定した額と、会社から徴した見積書の金額とを総額で比較して安価な方を採用するなどして決定している。

そして、「建築保全業務積算基準及び同解説」によれば、積算基準等に示されている歩掛かりは、共通仕様書の作業項目等に基づいたものとなっているため、たとえ同じ設備機器でも、作業項目等が共通仕様書と異なれば、当該歩掛かりを適用することはできないとされている。

2 検査の結果

管理隊は、業務の実態を踏まえ、元年度以降の海自仕様書において作業実施者1名を標準とすることを明示していた。また、管理隊は、マニュアルの作成に当たって、隊舎のボイラー等6基が小規模なものであることなどから、共通仕様書の作業項目等を一部抜粋するなどして作業項目等を定めていた。このため、マニュアルに定められた保守管理及び定期自主検査の作業項目等は共通仕様書の作業項目等とは異なるものとなっていて、予定価格の積算に当たっては、積算基準等の歩掛かりは適用できないものとなっていた。

しかし、経理隊は、海自仕様書及びマニュアルの内容を十分に確認することなく、元年度委託業務の予定価格の積算において、積算基準等の歩掛かりを適用して、保守管理の作業実施者の労務数量を1日当たり1.666人としていたり、定期自主検査の労務数量を積算していたりしていた。また、2年度委託業務の予定価格の積算においては、保守管理の労務数量は海自仕様書に基づき1日当たり1人としていたが、定期自主検査の労務数量については、元年度委託業務と同様に積算基準等の歩掛かりを適用して積算していたり、燃料タンク等の附帯設備の日常点検に係る労務数量についても積算基準等の歩掛かりを適用して積算していたりしていた。

したがって、作業実施者1名により本件委託業務に係る保守管理及び定期自主検査の作業を実施することとして予定価格を修正計算すると、元年度582万円、2年度604万円となり、本件契約額元年度904万円、2年度924万円は、これに比べて元年度約320万円、2年度約310万円、計約630万円割高となっていて不当と認められる。